

総務教育常任委員会資料

(令和5年11月30日)

陳情5年教育第28号

(インターネット公開版)

鳥 取 県 議 会

陳 情 文 書 表

議 会 資 料

陳情（新規）・総務教育常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	議決結果
5年-28 (R5.11.20)	教 育	危険ドラッグの対策について	
<p>▶陳情事項 薬物・危険ドラッグの製造・販売の防止について、教育委員会等において、子供たちに対し、啓発や教育を実施することを執行部に求めること。</p>			

▶陳情理由

報道によれば、東京都小金井市の祭り会場で令和5年11月4日、来場者の男性から渡されたグミを口にした6人が嘔吐するなど体調不良を訴えた。東京都内では10月以降、グミを食べ、体調不良を訴える声が相次いでいる。同月7日にはグミを4個食べた30代男性が一時意識不明となった。病院に搬送されたケースだけでも少なくとも14人に上る。大阪府内でも9月、グミを食べて病院に搬送されるトラブルがあったそうである。

いずれのグミも、配合成分の一つとして、厚生労働省が所持や使用、流通等を規制していない「HHCH」と表示されていたという。「HHCH」は大麻の違法成分「THC」に似せて作られた合成化合物である。

THC（テトラヒドロカンナビノール）

→水素添加誘導HHC（ヘキサヒドロカンナビノール：令和4年3月17日から規制）

→水素添加誘導THCH（テトラヒドロカンナビヘキソール：令和5年8月4日から規制）

→HHCH（ヘキサヒドロカンナビヘキソール：今回問題になったもの）

報道によれば、厚生労働省の担当者は、「大麻草から抽出された化学物質『THCH』が8月に指定薬物となり、流通等が規制された結果、似たような効果を持つ『HHCH』が広まったのではないかと分析している。

同省関係者は、「一つ取り締まってもすぐに同じようなものが出てくる。いちごっこの状態だ。」と指摘している。

製造時に記載されている成分だけではなく、場合によっては、別のものが添加・混入されているケースも否定できない。健康被害も生じ得る以上、製造や販売の厳罰化、また、同様の薬理作用・人体への影響を有するものを概括的に指定し、販売を禁止するなど抜本的な対策が必要である。

グミといえば、果汁グミやハリボー、ポイフルやピュレグミ等である。そんな中、こんな危険なものが、「グミ」として販売され、しかも、グミなら、一般消費者の「敷居」も低くなるだろう。

とりわけ、子供たちがこんなものに手を出さないように、教育委員会、各学校現場において、薬物乱用防止のための出前講座や授業を実施するなどして、子供たちを守る取組を進めていただきたい。

以上、執行部に対して求めることをお願いし、陳情するものである。

▶**提出者**

足羽 佑太 (倉吉市)

現 状 と 県 の 取 組 状 況

教育委員会（体育保健課）

【現状、県の取組状況】

現在国において、学校における薬物乱用防止教育の充実を目的として、すべての中学校及び高等学校において薬物乱用防止教室を学校保健計画に位置付けるとともに、地域の実情に応じて小学校においても実施に努めることとされている。そのため本県においても各公立学校において薬物乱用防止教室の実施に努めるよう周知している。

また、学校教職員や学校薬剤師、薬物乱用防止指導員等を対象とした薬物乱用防止教育研修会を毎年開催することで、近年の薬物乱用者の低年齢化等を踏まえた薬物乱用防止教育の重要性や進め方についての理解を深めるとともに、教職員や学校薬剤師等の指導力の向上を図り、各学校における取組がより効果的に進められるよう取り組んでいる。

<本県における薬物乱用防止教室の実施状況> ※R 5については今後調査予定

- R 3・・・公立小学校 72.7% 公立中学校 89.7% 県立高等学校 79.2%
- R 4・・・公立小学校 71.9% 公立中学校 87.9% 県立高等学校 87.5%

<薬物乱用防止教育研修会の内容>

○ R 4

講義 1 「薬物乱用防止教育の重要性について」

神奈川県立精神医療センター 依存症診療科 小林 桜児 氏

講義 2 「若者を取り巻く近年の薬物情勢について」

鳥取県警察本部刑事部捜査第二課 薬物、銃器担当 課長補佐 高木 直哉 氏

○ R 5

講義 1 「『助けて』が言えない子どもたち～市販薬の乱用を例に～」

国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター

精神保健研究所 薬物依存研究部 心理社会研究室長 嶋根 卓也 氏

講義 2 「若者を取り巻く近年の薬物情勢について」

鳥取県警察本部刑事部捜査第二課 薬物、銃器担当 課長補佐 高木 直哉 氏